

博士学位論文

(内容の要旨及び論文審査の結果の要旨)

	WATANABE Toyoyuki
氏名	渡邊 豊之
学位の種類	博士（経営情報科学）
学位記番号	博 甲 第 47 号
学位授与	令和 7 年 3 月 23 日
学位授与条件	学位規程第 3 条第 3 項該当
論文題目	知的財産の信託における特許戦略の分析 Analysis of Patent Strategies in Intellectual Property Trusts
論文審査委員	(主査) 教授 後藤 時政 ¹ (審査委員) 教授 羽田 裕 ¹ 教授 野中 尋史 ¹

論文内容の要旨

知的財産の信託における特許戦略の分析 (Analysis of Patent Strategies in Intellectual Property Trusts)

知財信託が制度として導入されてから、たびたび知財信託に関する議論はあったが、知財実務のレベルでの周知・普及に至っていないのが現状である。知財信託を使った特許活用に意義を示すことができれば、大企業で死蔵されている知的財産権の活用が促進され、経済の活性化にも期待できる。

本研究では、知財信託の歴史的経緯を整理するとともに、信託登録を受けている特許権の実態と特許活用のスキームとの関係から、知財信託の類型を検討する。また知財信託を利用して、どのように特許活用できるかを視点に検討するとともに、特許活用における知財信託の課題についても探った。さらに、知財信託を利用している企業を検索集計し、特許記録から各企業での権利管理や活用実態を分析し、知財信託をどのように有効利用できるかを視点に、特許権利化戦略および特許活用戦略について知財信託の実務的な課題を洗い出し、実務的な観点から考察することを目的とする。

第 1 章

知財信託制度が特許の活用にどのように貢献できるのかを、実務的な観点から深く掘り下げることを目的とする。知財信託の現状と課題、特許活用のスキーム、企業の知財信託利用実態、特許権利化戦略と知財信託を分析において、多くの企業事例を調査することで、日本の知財信託制度の活用形態を提案することも目的としている。

第 2 章

知財信託の仕組みを理解する上で、知財信託との関連する特許制度について解説する。日本の特許制度の特徴でもある特許性の審査、先願主義、出願公開制度、審査請求制度、職務発明制度を説明する。そして、具体的な特許取得までのプロセスを制度目的に言及しながら説明する。権利を増やす側面がある分割出願制度、ライセンス等の実施許諾制度についても解説する。

第 3 章

知財信託とは、特許、商標、著作権などの知的財産を、専門家である受託者に託し、その管理や活用を任せる制度である。さらに知財信託は知的財産権の保護、効率的な管理、資金調達などを目的としている。知財信託の活用形態として管理型と活用に大別される。知財信託のメリ

¹ 愛知工業大学 経営学部 経営学科 (名古屋市)

ットとして、専門家による管理、資金調達、倒産リスクの軽減などがあるが、法的課題や利用率の伸び悩みの課題がある。

第4章

企業における特許活用の類型を整理し、特に知財信託を特許活用に用いるメリット・デメリットを示す。特許活用が注目される背景や、特許活用会社という新たな主体が登場したことで、従来の特許管理とは異なる戦略が求められる状況を解説する。特許活用の類型には、自社製品への活用、ライセンス許諾、宣伝など、様々な活用方法が存在する。特許活用が注目される背景は、事業再編、コーポレートガバナンス・コードの改定などがあり、企業を取り巻く環境の変化が特許活用の重要性を高めている。特許活用会社の役割は、特許の専門的な管理・活用を外部に委託することで、企業は本業に集中できることである。特許活用会社は、特許の評価、ライセンス交渉、訴訟対応などを行う。知財信託は、財産としての特許権を信託することで、特許の管理・活用を効率化し、収益化を促進する手法となる。知財信託のメリットは、税制上の優遇、信託会社による専門的な管理、柔軟な収益分配などがある。一方、デメリットは、信託手続きの煩雑さ、米国での訴訟における制限などがある。従って、知財信託は、特許の有効活用を図る上で魅力的な選択肢の一つであるが、導入にあたっては、税務、法務、経営戦略など、様々な側面から検討する必要がある。

第5章

知財信託会社、特に活用型の知財信託会社の特許権利化戦略を、特許庁のデータを基に分析することを目的とした。具体的には、特許出願から査定、そして権利維持までのプロセスにおける知財信託会社の動向を、他の企業と比較しながら明らかにする。調査観点は①特許出願、②審査請求、③特許査定、④分割出願、⑤査定不服審判とした。特許権利化の結果である特許査定率の結果から、活用型の知財信託会社が優れた特許管理手法（特許出願から権利維持までの対応）を有していることが示された。

第6章

知財信託を活用した特許管理の実態を、複数の企業事

例を基に分析した。特に、権利化後の特許に対して、知財信託がどのように活用されているのか、その戦略や効果について考察した。パナソニック知財信託の事例から事業活動してない休眠特許が活用されること、L&PC社の事例から委託者の事業活動の特許技術が活用できることから、知財信託を利用することで特許活用会社が特許権を有効に活用できることが示唆された。またJSSJ社とマレリの事例から事業譲渡における自社製品の製造販売等での活用における特許管理でも知財信託は利用できると示唆された。さらにパナソニックIPM社の事例からライセンス許諾などの特許活用戦略を持つことで、管理型と活用型の知財信託を持つことになり、企業経営を強化するための有効な特許活用戦略であることが示唆された。

第7章

本研究において、知財信託の活用に焦点をあて、実際の知財信託の利用実態からメリット・デメリットについて検討した。年間の特許出願数が約30万件の規模と比較すると、知財信託制度の利用率は低い。今後、知財専任の組織または担当者を持たない企業でも、特許権利化前および特許権利化後での特許活用モデルの検討を課題とした。

論文審査の結果の要旨

知財信託が制度として導入されてから、たびたび知財信託に関する議論はあったが、現状は知財実務のレベルでの周知・普及に至っていない。知財信託を使った特許活用に意義を示すことができれば、大企業で死蔵されている知的財産権の活用が促進され、経済の活性化にも期待できる。本研究では、知財信託の歴史的経緯を整理するとともに、信託登録を受けている特許権の実態と特許活用のスキームとの関係から、知財信託の類型を検討する。また知財信託を利用して、どのように特許活用できるかを視点に検討するとともに、特許活用における知財信託の課題についても探った。知財信託を利用している企業の特許データを元に分析し、各企業での権利管理や活用実態を解明する。さらに、知財信託をどのように有効利用できるかを視点に、特許権利化戦略および特許活用戦略について知財信託の実務的な課題を洗い出し、実務的

な観点から考察する。

本研究の目的は、知財信託制度が特許の活用にとどのように貢献できるのかを、実務的な観点から深く掘り下げることである。また知財信託の現状と課題、特許活用のスキーム、企業の知財信託利用実態、特許権利化戦略と知財信託を分析において、多くの企業事例を調査することで、日本の知財信託制度の活用形態を提案することも目的としている。

筆者は、知財信託に関連する信託制度、特許制度、および特許活用との関係を示し、特許権利前と後とで大別して分析した。特許権利化戦略および特許活用戦略について知財信託の実務的な課題を洗い出し、実務的な観点から検証した。

本論文の構成は、7章より構成され、各章の概要は以下の通りである。

「第1章 はじめに」では、本研究の目的と背景を明確化し、本論文の構成を明確にする。

「第2章 知財信託に関わる特許制度」では、知財信託の仕組みを理解する上で、知財信託との関連する特許制度について解説した。

「第3章 信託制度のなかの知財信託」では、知財信託の活用形態として管理型と活用型に大別されること、専門家による管理、資金調達、倒産リスクの軽減などの知財信託の特徴を明らかにしたうえで、知財信託の法的課題や利用率の伸び悩みの課題を示した。

「第4章 特許活用と知財信託との関係」では、企業における特許活用の類型を整理し、特に知財信託を特許活用に用いるメリット・デメリットを示した。知財信託を導入するうえでの留意点をまとめた。

「第5章 特許権利化前の知財信託の分析」では、知財信託会社、特に活用型の知財信託会社の特許権利化戦略を、特許庁のデータを基に分析した。分析結果から、

活用型の知財信託会社が優れた特許管理手法（特許出願から権利維持までの対応）を有していることを示すことができた。

「第6章 特許権利化後の知財信託の分析」では、知財信託を利用した特許活用の実態を、複数の企業事例を基に分析し、権利化後の特許に対して、知財信託がどのように活用されているのか、その戦略や効果について考察した。

「第7章 結論」では、本研究において、知財信託の活用に焦点をあて、実際の知財信託の利用実態から知財信託の普及のための課題を示した。

本研究にて示す事ができた知財信託のメリット・デメリットは、知財専任の組織や担当者を持たない企業にとっても知財信託が有用な手段となり得ることを示したものと考える。

以上のことから、申請者の論文が博士論文として価値があり、博士の称号を授与するのに適格と判断する。